

## 「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました

「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」とは、65歳以上のすべての人を対象とした、岡崎市が行う介護予防事業です。

これまで、要支援者のデイサービス（介護予防通所介護）やホームヘルプサービス（介護予防訪問介護）は、全国一律の基準により提供してきましたが、総合事業へ移行することで、これまでと同様のサービスに加え、今後岡崎市が行う多様なサービスを提供していくようになります。

また、サービスを利用するだけでなく高齢の方もボランティア等の担い手側として従事していただくことも想定しており、生きがい創出や社会参加を目指します。



総合事業では、**1**「介護予防・生活支援サービス事業」と**2**「一般介護予防事業」があり、皆さまの介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

### 総合事業を利用できる方

#### **1** 介護予防・生活支援サービス事業（デイサービス、ホームヘルプサービス）

要支援1・2の認定のある方、基本チェックリストを実施し、事業対象者となった方が利用できます。介護認定申請の手続きには訪問調査等行う必要がありますが、基本チェックリストを実施し、事業対象者となれば迅速にサービスを利用することが可能です。

#### **2** 一般介護予防事業

**65歳以上**の全ての方が利用できます。『介護予防教室や地域での介護予防活動』を通じて自立した生活の維持を目指します。

総合事業については、担当のケアマネジャー、

もしくは担当の地域包括支援センターにご相談ください。

# 総合事業の利用までの流れ

お住まいの地域の地域包括支援センター  
または担当のケアマネジャーに利用したい  
サービスや状況を相談

第2号被保険者(40歳から64歳まで)がサービスを利用する場合は従来通り介護認定が必要です

デイサービス・ホームヘルプサービス以外の  
通所リハビリや福祉用具等のサービスが必要な方

総合事業のサービスのみが必要な方

25項目の質問等で  
日常生活や心身の状態を  
確認します

要介護・要支援認定申請

基本チェックリストを実施 **NEW**

非該当

要介護1~5

要支援1・2

チェックリスト該当者

非該当

居宅サービス  
計画作成

介護予防  
サービス計画作成

介護予防ケアマネジメント実施

地域包括支援センターの職員等と話し合いをして、  
ケアプランを作成します  
希望するサービスが使えない場合もあります

介護サービス  
が利用できます

介護予防  
サービス  
が利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス(ホームヘルプサービス)  
(予防専門型、生活支援型など)  
通所型サービス(デイサービス)  
(予防専門型、短期強化型)

総  
合  
事  
業

一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が利用できます

岡崎市役所 福祉部 介護保険課

TEL 23-6683 FAX 23-6520

〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地

